

指定証記載事項変更届出書

覚醒剤取締法第30条の5において準用する同法第12条第3項の規定により、覚醒剤原料研究者の指定証の記載事項に変更を生じたので、指定証を添えて届け出ます。

年 月 日

住 所

氏 名

千葉県知事様

指定証の番号	第 号	指定年月日	年 月 日
変更すべき事項			
変更前	研究所の名称		
	住 所		
	氏 名		
変更後	研究所の名称		
	住 所		
	名 称		
変更の事由及びその事由の発生年月日		年 月 日	

担当者名
電話番号